

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年8月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年8月から38年3月まで

国民年金制度が始まったころ、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続きをして、二人分の保険料を納付していた。その際、国民年金手帳を二冊受け取り、その手帳を用いて保険料を納付しており、押印してもらっていた。

ところが、申立期間は、夫のみ納付記録があつて、私には無い。

私が、いつも夫婦二人分の保険料を納付しており、納付できないので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年8月12日に夫婦連番で払い出されており、申立期間は、夫のみ納付済みとなっている。

また、申立人は、「私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立期間以外の申立人夫婦の納付記録は一致しており、申立期間のみ夫婦で納付記録が異なるのは、不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、申立人が主張する方法での保険料の納付が可能であり、申立人は、申立てを行っていない未納期間について保険料を納付できなかった事情を具体的に証言していることから、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成12年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで
平成11年10月1日から12年3月31日までA事業所に勤務していた。

ところが、送付されたねんきん特別便をみると、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が12年3月31日となっており、同年3月が未加入期間とされている。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び雇用保険の記録などから判断すると、申立人は、平成12年3月31日までA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所は、その保管する給与支給明細一覧表及び嘱託・臨時職員諸経費一覧によれば、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたと思われると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が保管する嘱託・臨時職員諸経費一覧（平成12年4月分）における申立人の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成12年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と

記録することは考え難いことから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月27日

A社から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに、事業主が賞与支払届を提出するのが遅かったため、当該期間は、年金給付には反映されない期間と記録されている。

申立期間を年金給付に反映される期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した給与支給明細書から、申立人に対し、平成19年7月27日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与支給明細書に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月1日に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月27日

A社から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに、事業主が賞与支払届を提出するのが遅かったため、当該期間は、年金給付には反映されない期間と記録されている。

申立期間を年金給付に反映される期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した給与支給明細書から、申立人に対し、平成19年7月27日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与支給明細書に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月1日に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から同年7月まで
年金手帳を2冊持っているが、そのいずれの国民年金の記録欄にも、申立期間は被保険者であると記載されており、未加入期間とされているとは知らなかった。納得できないので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、オンライン記録では、申立期間は制度上国民年金保険料を納付することができない未加入期間とされていることから、仮に申立期間の保険料が納付されていたとすると、過誤納による還付処理が行われることとなるが、その事実は認められない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する2冊の年金手帳の国民年金の記録欄を見ると、いずれも申立期間は第1号被保険者と記載されているものの、1冊目の年金手帳は、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間も含めて第1号被保険者とされており適切な記載と認められない上、2冊目の年金手帳は、最上欄に被保険者となった日が「平成10年7月31日」といったん記載された上、斜線で抹消され、次欄から、最初の資格取得日（平成6年12月6日）以降の記録が記載されていることから、同欄の記録は、申立人が申立期間後に国民年金の加入手続をした際に、厚生年金保険被保険者期間を除いた期間を第1号被保険者期間として記載されたものと考えられ、年金手帳の国民年金の記録欄に、申立期間が第1号被保険者期間と記載されていることをもって、保険料を納付したとまでは推認し難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年9月まで

昭和60年当時は入籍していなかったが、妻と一緒にA町に転居し、しばらくしてから転入手続のために役場に出向いた際、窓口担当者から未納期間の国民年金保険料を納めるように言われたので、未納期間の保険料はすべて納付したと記憶している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年4月18日に払い出され、60年4月5日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「63.3.28B社退職により新規取得(60.4.5)」と記載されていることから、申立期間当時の町役場の担当者は、「申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和63年3月28日であると思われる。」「過年度の保険料は町役場では取り扱っていなかった。」と証言しているところ、同名簿の検認記録欄には、この時点で現年度の保険料として納付することができる62年4月から63年3月までの保険料については納付済みとされているが、過年度の保険料である申立期間については納付記録が無い。

さらに、オンライン記録から、過年度の保険料として昭和61年10月から62年3月までの保険料が納付されたことが確認できるが、申立期間については、申立人が加入手続をした時点で、大半が時効により、制度上、保険料を納付できない。

加えて、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から同年 9 月 10 日まで
A社に継続して勤務しており、途中で退職したことは無いにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間に空白があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めA社に継続して勤務していたと主張しているが、申立期間当時の経理担当者は、「申立人は、結婚の準備もあって、いったん退職したと記憶している。」と証言している。

また、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人は、昭和 46 年 8 月 1 日に被保険者資格をいったん喪失し、同年 9 月 10 日に改めて資格取得していることが確認できる。

さらに、昭和 46 年 9 月 1 日に入社した同僚は、「私が入社した時点の女性事務員の数は、私を含めて 3 人であり、申立人の名前は知らない。その後、1 人女性が入社してきたことを覚えている。」と証言している。

加えて、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 1 日から 63 年 5 月 1 日まで

A社での厚生年金保険の加入期間が昭和 63 年 5 月 1 日からとされているが、同社からB社に派遣された 60 年 3 月 1 日から、雇用保険と厚生年金保険に加入したはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間について、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、「資料は既に廃棄しているため、申立人の社会保険の加入手続及び保険料の控除については不明であるが、当時、派遣社員の社会保険の加入については、過渡期であったため未加入の者も多かった。」と供述している。

また、申立人と同時期にA社において派遣社員として勤務していた者数名に対して聞き取り調査を行ったところ、「雇用保険はあったが、最初のころ、厚生年金保険の加入は無かった。」、「厚生年金保険の加入記録よりも、もっと長く勤務していたと思う。」と証言している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 16 日から 55 年 2 月 21 日まで
年金記録を確認したところ、昭和 46 年 2 月から 55 年 1 月までの 9 年間は空白とされているが、A社のB支店が閉鎖され、事業継承先のC社に移り、引き続き勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時の複数の同僚は、「申立人は、C社において、D、Eの下請業務を一括請負していたグループの一人だった。」、「請負グループの解散により、申立人が正社員となったのは昭和 55 年 2 月 21 日で、私の入社日と同じであった。」と証言している。

また、申立人の雇用保険における資格取得日は、被保険者原票における厚生年金保険の資格取得日と同じ昭和 55 年 2 月 21 日であり、申立人の申立期間における勤務形態は、請負であったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。